

省エネルギー性能表示（BELS）料金表

○モデル建物法

(単位：円、消費税別)

延べ面積(1棟ごと)	用途グループ (別表3-1による)		
	G1	G2	G3
1000㎡未満	80,000	56,000	40,000
1000㎡以上2000㎡未満	106,000	74,000	48,000
2000㎡以上~5000㎡未満	169,000	120,000	95,000
5000㎡以上~10000㎡未満	221,000	155,000	132,000
10000㎡以上~25000㎡未満	267,000	187,000	164,000
25000㎡以上~50000㎡以内	313,000	218,000	198,000
50000㎡を超えるもの	面積 ÷ 50000※1 × 直上列の金額	面積 ÷ 50000※1 × 直上列の金額	面積 ÷ 50000※1 × 直上列の金額

○標準入力法 (主要室入力法含む)

(単位：円、消費税込)

延べ面積(1棟ごと)	用途グループ (別表3-1による)		
	G1	G2	G3
1000㎡未満	205,000	144,000	62,000
1000㎡以上2000㎡未満	264,000	187,000	89,000
2000㎡以上~5000㎡未満	377,000	264,000	149,000
5000㎡以上~10000㎡未満	466,000	325,000	198,000
10000㎡以上~25000㎡未満	550,000	385,000	239,000
25000㎡以上~50000㎡以内	627,000	440,000	282,000
50000㎡を超えるもの	面積 ÷ 50000※1 × 直上列の金額	面積 ÷ 50000※1 × 直上列の金額	面積 ÷ 50000※1 × 直上列の金額

○変更審査料金

計画変更	変更に係る部分に関する面積を考慮し、料金表を参照 ただし、直前の判定が他機関の場合や、計算法の変更は上記料金
------	---

- ・用途グループの適用については、別表3-1による
- ・※1 小数点以下2桁目までの数、3桁目以下切捨て
- ・同一計画の物件で、建築基準法第6条の2第1項の確認申請も当センターへ提出される場合等は表の料金より20%の減額を行う。
- ・増改築の場合は既存を含めた面積となりますが、BEIにデフォルト値を採用計算法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により算定。
- ・複合用途の建築物の用途グループは、各用途ごとのグループの金額で一旦算定し、その金額が一番高いグループを適用します。
- ・住宅系の用途との複合建築物は、非住宅部分のみの面積で算定する。

<別表1注意事項>

沖縄建築確認検査センター(株)

【面積】

※1 別表1の面積は申請範囲の部分の面積とし、その算定方法は建築基準法に基づき行う。

※2 建築物の改修前の評価を行うための図書を当申請に含めて提出される場合は、別表1記載の料金に当該料金の2分の1の額を加算した額とする。ただし、この場合は前後の評価対象範囲が同一であること。

【減額等】

※3 センターで行った適合性判定、低炭素建築物新築等計画の技術的審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は、別表1記載の料金の10分の3の額を減額する。

この場合において、外皮性能の審査を追加して行う必要があるときは、別表1記載の料金の10分の1の額を加算する。計画変更の場合も同様に適用する。

【計画変更】

※4 計画変更の料金は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を適用する場合に限る。）に応じて別表1記載の料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合はそれぞれに記載のとおりとする。

①計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、10,000円（税別）とする。

②次の場合は、別表1記載の料金を適用する。

- 1) 対象となる建築物に係る直前の評価を他機関が行っているもの
- 2) センターが評価書を交付した物件で、当該評価書の交付日から1年を経過したもの(①の場合を除く。)
- 3) モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請するもの。

【ZEB表示への適用】

沖縄建築確認検査センター(株)

※5非住宅建築物の場合は建築物全体、複合建築物の場合は非住宅部分全体として、別表1より料金を算定する。このとき、申請単位等の別により下表で定める加算倍率を乗じる。

申請単位	希望する表示項目	評価対象の用途	計算方法	加算倍率
建築物全体及び非住宅部分全体	ZEB Oriented 以外	—	—	1. 0 (加算なし)
	ZEB Oriented	単一用途	モデル建物法	1. 0 (加算なし)
			標準入力法	1. 0 (加算なし)
		複数用途	モデル建物法	1. 0 (加算なし)
			標準入力法	1. 2
建物用途	各種ZEB	複数用途	モデル建物法	1. 0 (加算なし)
			標準入力法	1. 2
			モデル建物法 + 標準入力法	見積り

「モデル建物法 + 標準入力法」とは、建築物全体と各用途の計算方法が異なる場合を指す。

【その他】

※6 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき10,000円(税別)とする。

※7 第11条第1項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度2,000円(税別)を加算する。

※8 BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。

用途グループ

(確認申請書第4面に記載の用途区分コード番号により以下の分類とする)

用途グループ	コード番号	用途
G1	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08210	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。事項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08260	病院
	08370	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
08560	展示場	
08590	ダンスホール	
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
G2	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
08180	保育所その他これに類するもの	

G2

08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
08470	事務所
08570	料理店
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐店、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

G3	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08410	自動車教習所
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐輪場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	
G4	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
相談要	08990	その他

別表2 BELS住宅・共同住宅料金表(用途グループG4)

		税別金額
(い)	(ろ)	(は)
一戸建て住宅 300㎡未満	単独申請	30,000
	建築物省エネ法に基づく外皮性能基準を用いた他制度との併願申請 設計住宅性能評価(5-1)・長期優良	15,000
	建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費性能を用いた他制度との併願申請 設計住宅性能評価(5-2)低炭素等	10,000
①+②(住戸) 共同住宅等 4戸以上の場合	① 基本料金	75,000
	② 住戸部分	2,000 × 住戸数
	③ 共用部	75,000
①+②+③(住棟) 共同住宅等	併願申請 設計住宅性能評価・長期優良住宅認定技術的 審査・低炭素認定技術的審査	共同住宅の審査料金の2 分の1の額とする ※6, 7

※ 表の適用に際しては、下記の場合は以下によることとする。

【一戸建て】 (い) 欄 一戸建て住宅 300㎡以上 個別見積

【共同住宅等】

※1 共同住宅等の単独審査において住戸の審査と建築物全体の審査の両方を行う場合の料金は、建築物全体の審査の額とする。

※2 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
なお、この場合は※3の評価書発行事務手数料は加算しない。

※3 共同住宅等において、住戸の評価書を発行する場合は、住戸の審査の料金を評価書発行事務手数料として戸あたり2,000円(税別)を加算する。

※4 共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等の料金は一戸建ての住宅の料金を2を乗じた額とする。なお、この場合は※3の評価書発行事務手数料は加算しない。

※5 共同住宅等の建築物全体について、共用部の審査を行う必要がない場合(長屋、共用部省略等)は、共用部料金を加算しない。

【併願審査】

※6 併願審査の場合の料金適用は、別表2 記載の併願対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口と同時に提出される場合に限る。

※7 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金にのみ2分の1を適用し、共用部料金は 別表2③共用部の手数料とする。

【計画変更】

- ※8 計画変更の評価料金は当初の申請で適用された料金(※3を除く)の2分の1の額とする。
ただし、次の場合はそれぞれ記載のとおり適用する。
- ①計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、当初の申請で適用された料金(※3を除く)の2分の1又は10,000円(税別)のいずれか安い料金を適用する。
- ②共同住宅等(※2、※4を除く)の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、当初の申請で適用された料金(※3を除く)の2分の1又は一住戸あたり10,000円(税別)を乗じた額のいずれか安い料金を適用する。
- ③共同住宅等において、当初の申請で住棟のみの評価を取得した場合で、新たに住戸の評価を追加する場合は、それぞれ次の料金を適用する。
- (1) 当初の申請における住戸及び共用部の評価から変更がない場合 ※3の料金を適用する。
(2) (1) 以外の場合は、計画変更の②を適用する。
- ④共同住宅等において、当初の申請ですべての住戸に係る評価を取得した場合で、新たに住棟の評価を追加する場合は、それぞれ次の料金を適用する。
- (1) 当初の申請における住戸の評価から変更がない場合 ※8①の料金を適用とする。
この時、共用部の審査を行う場合は、共用部料金として別表2③共用部の手数料を加算する。
(2) (1) 以外の場合は、計画変更の②を適用する。(共用部料金については④の(1)と同じとする。)
- ⑤直前の評価を他機関が行っている場合は、別表2記載の料金を適用する。

【その他】

- ※9 建築物の改修前の評価を行うための図書を当申請に含めて提出される場合は、別表2記載の各料金に当該料金の2分の1を加算した額とする。ただし、この場合は前後の評価対象範囲が同一であること。
- ※10 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき10,000円(税別)とする。
- ※11 第11条第1項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度2,000円(税別)を加算する。